

会議における紙資料の配付基準の見直しについて

● 見直しの背景

- ・ 議会 ICT 化の取組開始から約 2 年半が経過し、タブレット端末の操作やタブレット端末上での資料閲覧に各議員が慣れてきたこと。
- ・ 「A4 サイズを超える資料」や「20 頁を超える資料」という、中途半端に配付される紙資料は、会議終了後には廃棄されることが多く、無駄になることが多いこと。
- ・ 資料の差替えの必要が生じた場合、紙資料の差替えは無駄が多く、差替えに手間もかかるが、データでの差替えは紙が無駄になることなく、容易に差替えができること。
- ・ 必要であれば議員各自の判断で資料を印刷し、会議に持ち込むことができること。

● 紙資料配付基準の変更案

「田原市議会における情報通信機器の使用基準」

第 8 条 議会事務局から議員への会議用データの提供、各種通知等に関しては、データ化したものを基本とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める媒体にて提供又は通知を行うものとする。

- (1) 個人情報を含むもの及び取扱いに配慮が必要なもの 用紙に印刷した資料による提供
- (2) 原稿サイズが A 4 サイズを超えるもの、一資料の枚数が 20 枚を超えるもの及び会議次第 データ化した資料及び用紙に印刷した資料による提供
- (3) 定例会及び臨時会の召集通知 用紙に印刷したものによる通知



下線部の変更案

- (2) 予算書及び予算参考資料、決算書及び主要施策等報告書、冊子並びに会議次第 データ化した資料及び用紙に印刷した資料による提供

● 適用開始日案

平成 30 年 9 月 25 日（火）以降に開催する会議から適用
（平成 30 年 9 月定例会会期末日の翌日以降に開催する会議）